



- イ 総排出量算定期間（温室効果ガス総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。）において燃料として使用された都市ガスの量（立方メートルで表した量をいう。）に、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下イにおいて同じ。）及びガス事業者以外の者の別に応じ、当該都市ガスの一立方メートル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量
- ロ 別表第一の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つて使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのメガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一メガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量
- ハ 総排出量算定期間に於いて使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第八十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下ハにおいて同じ。）及び電気事業者以外の者の別に応じ、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量
- ニ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された熱の量（メガジュールで表した量をいう。）に、熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下ニにおいて同じ。）及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、当該熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量
- ホ 次に掲げる一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該一般廃棄物の区分に応じ当該一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該一般廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量
- （1）廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物に限る。） 六百二十四
- （2）廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物を除く。） 六百五十六
- （3）廃棄物を原材料とする固形燃料（古紙又は廃プラスチック類を主たる原材料とするもの及び動物性の廃棄物又は植物性の廃棄物のみを原材料とするものを除く。） 二百十一
- ト イ からへまでに掲げるもののほか、人の活動に伴つて発生する二酸化炭素（動植物に由来するものを除く。）であつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの
- ニ メタン 次に掲げる量を合算する方法
- イ 別表第二の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つてボイラーにおいて使用された当該燃料の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一ギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量
- ロ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つてガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。次号ハにおいて同じ。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量
- ハ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つて家庭用機器（こんろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう。次号ニにおいて同じ。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量
- ニ 次に掲げる自動車ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つて走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第三欄に掲げる単位で表した量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量
- （1）ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）又は小型自動車（同条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの ○・○○○○一五
- （2）ガソリンを燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以上のもの ○・○○○○一〇

ガソリンを燃料とする普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○三五  
ガソリンを燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○一五  
ガソリンを燃料とする軽自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○一一

ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち、散水自動車、広告宣伝用自動車、靈きゅう自動車その他特種の用途に供するもの ○・○○○○二〇

軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの ○・○○○○一七

軽油を燃料とする普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○一五  
軽油を燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・○○○○七六

軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、散水自動車、広告宣伝用自動車、靈きゅう自動車その他特種の用途に供するもの ○・○○○○一三

次に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つて本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 軽油 ○・二五

A 重油 ○・二六

B 重油又はC重油 ○・二八

次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭当たりの、一年間においてその体内から排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数に当該総排出量算定期間の一年間にに対する比率を乗じて得た数を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

牛 八十二  
(1) (1) 馬 十八  
(2) (2) 馬 十八  
(3) (3) 牛 二十四  
(4) (4) 馬 二一  
(5) (5) 山羊 四・一  
(6) (6) 鹿 一・五  
チ

ト 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数に当該総排出量算定期間の一年間にに対する比率を乗じて得た数を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

牛 二十四  
馬 二一  
山羊 ○・一八  
豚 一・五  
鶏 ○・一

チ 総排出量算定期間において稻を栽培するために耕作された水田の面積（平方メートルで表した面積をいう。）に、当該水田の一平方メートル当たりの耕作に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として○・〇一六を乗じて得られる量

リ 総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表したメタンの量として一・三に当該総排出量算定期間の一年間にに対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ヌ 次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 舳 ○・〇〇二一

(2) わら ○・○○二

ル 次に掲げる廃棄物ごとに、総排出量算定期間において埋立処分が行われた当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの、埋立処分後の分解に伴い排出されると見込まれるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量 食物くず 百四十五

紙くず 百三十六

繊維くず 百五十

木くず 百五十一

百五十一

ヲ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において処理された下水又はし尿（以下「下水等」という。）の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 終末処理場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場をいう。以下同じ。） ○・○○○八八

(2) し尿処理施設（廃棄物処理法第八条第一項に規定するし尿処理施設をいう。以下同じ。） ○・○三八

ワ 総排出量算定期間ににおける浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。次号カにおいて同じ。）の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として〇・五九に当該総排出量算定期間の一年間にに対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量 力 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間ににおいて当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量

(1) 連続燃焼式焼却施設 ○・○○○九五

(2) 准連続燃焼式焼却施設 ○・○七七

(3) バッチ燃焼式焼却施設 ○・〇七六

ヨ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 廃油 ○・〇〇〇五六

(2) 汚泥 ○・〇〇九七

タ イからヨまでに掲げるもののほか、人の活動に伴つて発生するメタンであつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

三 一酸化二窒素 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第五の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間ににおいてその本来の用途に従つてボイラーにおいて使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量

ガ デュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 別表第六の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間ににおいてその本来の用途に従つてディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間ににおいてその本来の用途に従つてガス機関又はガソリン機関において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間ににおいてその本来の用途に従つて家庭用機器において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第六欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ホ 前号二(1)から(12)までに掲げる自動車ごとに、総排出量算定期間における当該自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量
前号二(1)に掲げる自動車 ○・○○○○○二九
前号二(2)に掲げる自動車 ○・○○○○○四一
前号二(3)に掲げる自動車 ○・○○○○○一二
前号二(4)に掲げる自動車 ○・○○○○○三九
前号二(5)に掲げる自動車 ○・○○○○○二六
前号二(6)に掲げる自動車 ○・○○○○○一二
前号二(7)に掲げる自動車 ○・○○○○○三五
前号二(8)に掲げる自動車 ○・○○○○○七
前号二(9)に掲げる自動車 ○・○○○○○一五
前号二(10)に掲げる自動車 ○・○○○○○一四
前号二(11)に掲げる自動車 ○・○○○○○九
前号二(12)に掲げる自動車 ○・○○○○○二五
ト ヘ 次に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つて本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量
A重油 ○・○七三
B重油又はC重油 ○・○七四
チ ト ヘ 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数に当該総排出量算定期間の一年間にに対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量
牛 一・六一
牛 一・六一
豚 ○・五六
鶏 ○・○二九三
リ ト ヘ 次に掲げる耕地ごとに、総排出量算定期間において当該耕地において使用された化学肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該耕地の区分に応じ当該耕地における窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該耕地ごとに算定した量を合算して得られる量
畑 九・七四
水田 四・八七
水田 四・八七
ヌ リ ト ヘ 次に掲げる農作物ごとに、総排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料（化学肥料を除く。）に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量
野菜 九・七四
水稻 四・八七
果樹 九・七四
茶樹 四十五・六

(5) ぱれいしょ 九・七四  
 飼料作物 九・七四

ル 総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として○・一八に当該排出量算定期間の一年間にに対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量  
 ヲ 次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量

(1) 艦 ○・〇〇〇五七

(2) わら ○・〇〇〇〇五七

ワ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において処理された下水等の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 終末処理場 ○・〇〇〇一六

(2) し尿処理施設 ○・〇〇〇九三

カ 総排出量算定期間における浄化槽の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として○・〇二三に当該総排出量算定期間の一年間にに対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ヨ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 連続燃焼式焼却施設 ○・〇五六七

(2) 准連続燃焼式焼却施設 ○・〇五三九

(3) バッチ燃焼式焼却施設 ○・〇七二四

タ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トンに伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 紙くず又は木くず ○・〇一〇

(2) 廃油 ○・〇〇九八

(3) 廃プラスチック類 ○・一七

(4) 下水汚泥 一・〇九

(5) 汚泥（（4）に掲げるものを除く。） ○・四五

レ イからタまでに掲げるもののほか、人の活動に伴つて発生する一酸化二窒素であつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの  
 四 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン、それぞれの物質ごとに、次に掲げる量を合算する方法  
 イ 総排出量算定期間において使用に供されていた自動車用エアコンディショナー（当該物質が封入されたものに限る。）の台数に、当該自動車用エアコンディショナーの一台当たりに封入されている当該物質のうち一年間に排出されるキログラムで表した当該物質の量として○・〇一〇に当該総排出量算定期間の一年間にに対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量  
 ロ 総排出量算定期間において廃棄された自動車用エアコンディショナーに封入されていた当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）から、当該封入されていた物質のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得られる量  
 ハ 次に掲げる製品ごとに、総排出量算定期間において当該製品の使用又は廃棄に伴い排出された当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 噴霧器

(2) 消火剤

ニ イからハまでに掲げるもののほか、人の活動に伴つて発生する当該物質であつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの  
 六 前条各号に掲げるペーフルオロカーボン、総排出量算定期間において排出されたそれぞれの物質の量のうち、実測その他適切な方法により得られるものを合算する方法  
 六ふつ化硫黄 次に掲げる量を合算する方法



## (特定排出者)

第五条 法第二十六条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第十号から第十六号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十人以上である者に限る。）とする。

一 事業所を設置している者であつて、その設置している全ての事業所（その者が法第二十六条第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあつては、その同項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているもの）を含む。次条において同じ。）の原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「省エネルギー令」という。）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の合計量が千五百キロリットル以上であるもの

二 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下この条において「省エネルギー法」という。）第一百五条第二項に規定する特定貨物輸送事業者

三 省エネルギー法第一百十三条规定する特定荷主

四 省エネルギー法第一百三十七条第二項に規定する認定管理統括荷主（第八条第四項において単に「認定管理統括荷主」という。）であつて、貨物輸送事業者（省エネルギー法第一百三条第一項に規定する認定管理統括荷主（第八条第七項において単に「認定管理統括荷主」という。））に輸送させる貨物の年度の輸送量（省エネルギー令第十二条第一項で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量をいう。同号において同じ。）が三千万トンキロ以上であるもの

五 省エネルギー法第一百三十七条第一項第二号に規定する管理関係荷主（第八条第七項において単に「管理関係荷主」という。）であつて、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が三千万トンキロ以上であるもの

六 省エネルギー法第一百二十九条第二項に規定する特定旅客輸送事業者

七 省エネルギー法第一百三十四条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者（第八条第三項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。）であつて、輸送能力の合計（省エネルギー令第十五条第一項で定める輸送能力の合計をいう。次号において同じ。）が三百両以上であるもの

八 省エネルギー法第一百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（第八条第八項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であつて、輸送能力の合計が三百両以上であるもの

九 省エネルギー法第一百四十三条第三項に規定する特定航空輸送事業者

十 二酸化炭素（エネルギー（省エネルギー法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴つて発生するものを除く。以下この号において同じ。）の排出を伴う事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。）として別表第七の中欄に掲げるものを行つて、同表の中欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十一 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものを行つて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十二 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものを行つて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百六十五を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十三 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものを行つて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十四 第二条各号に掲げるバーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものを行つて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該バーフルオロカーボンの排出量に前条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十五 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものを行つて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千五百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十六 三ふつ化窒素の排出を伴う事業活動として別表第十三の中欄に掲げるものを行つて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万六千百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

（法第二十六条第一項の政令で定める規模以上の事業所）

## 第六条

法第二十六条第一項の政令で定める規模以上の事業所は、次に掲げる事業所とする。

一 前条第一号に掲げる者が設置している事業所のうち、原油換算エネルギー使用量が千五百キロリットル以上であるもの

二 前条第十号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生するものを除く。）の排出量に二十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

三 前条第十一号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

四 前条第十二号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百六十五を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

十五 乘じて得た量が三千トン以上であるもの

五 前条第十三号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出量に第四条第四号から第二十二号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

六 前条第十四号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第二条各号に掲げるパーカーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

七 前条第十五号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千五百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

八 前条第十六号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふつ化窒素の排出量に一万千五百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

卷之三

**第七条** 法第二十六条第三項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

イ  
ニ  
三  
二  
一  
第五条第一号に掲げる者は、次に掲げる量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより合算する方法

1) 算定排出量算定期間（法第二十六条第一項に規定する主務省令で定める期間をいう。以下同じ。）において事業活動（半い然料として使用された都市ガスの量（千立方メートルで表した量

をいう。）こ、当該都市ガスの千立方メートル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

2) 製造省令・経済産業省令で定める燃料のこと、算定期間において事業活動に半その本来の用途に送つて使用された当該燃料の量(当該燃料の区分を中心とする)、

(業省令で定める単位で表した量をいう)。こ、当該区分ごとに当該燃料の「当該単位当たりのギガジユールで表した発熱量として競争省令・経済省令で定める系数を乗じて得られる量

に、当該区分に応じ当該燃料の $\text{一ギガジユール}$ 当たりの発熱 $\text{に伴い排出されるトントンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗する方法により算定される量}$

3) 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいい。）に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるト

(ン)で表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

4) 環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量(ギガジュールで表した量をいう。)に、当該熱の区分

(に) 志(じ) 当(とう) 袋(ふくろ) の一(イ) ギ(ジ) ュ(ュ) ル(ル) 当(とう)たりの使(た)用(う)に伴(とも)なう排(はい)出(し)さるるト(ト)ン(ン)で表(あらわ)した。二(ニ) 濃(のう)化(か)炭(たん)素(そ)の量(りょう)として環(かん)境(じょう)省(しゆ)令(れい)・経(けい)済(さい)産(さん)業(ぎょう)省(しゆ)令(れい)で定(さだ)めらるる系(けい)数(すう)を乗(の)せる方(ほう)法(ほう)により算(さん)定(てい)さるる量(りょう)。

第五条第一号から第八号までに掲げる者 次に掲げる量を合算する方法

(1) 算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い燃料として使用された都市ガスの量（千立方メートルで表した量をいう。）に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの使用に伴い

排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(2) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従つて使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省

（令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一當該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得

られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジユール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定

し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

(3) 算定排出量算定期間ににおいて貨物又は旅客の輸送に伴い使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出

出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ  
) 第五条第九号に掲げる者 次に掲げる量を合算する方法

(1) 算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い燃料として使用された都市ガスの量(千立方メートルで表した量をいう。)に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの使用に伴い

排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得た量をいう。

られる量にて、当該区分に応じ當該燃料のニキガジンモル当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定する旨に付し、同上。

二  
三 読者等は算定した量を計算して得たる量  
し  
二後ヒガラ春前号に掲げた量を余  
別表第七の下欄に掲げる事業活動の区分ごとに  
二後ヒガラ春前号に掲げる事業活動の区分ごとに  
二後ヒガラ春前号に掲げる事業活動の区分ごとに

三 メンタル別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に、同じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

四  
一酸化二窒素：別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

五 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

六 第二条各号に掲げるパーソナルオフィス、それぞれの物質ごとに、別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

七 六ふつ化硫黄 別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法  
 八 三ふつ化窒素 別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

2 特定排出者は、その事業活動に伴う前項各号に掲げる物質の排出量を実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法により算定するときは、同項の規定にかかわらず、同項各号の規定による算定する方法により算定することができる。(第一号イ(1)、(3)及び(4)、ロ(1)及び(3)並びにハ(1)を除く。)に掲げる方法に代えて、当該実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

(法の規定の適用に係る技術的読替え)

二十九条第一項及び第三項



同条第一項		前条第一項
第二十八條	当該報告に係る事項	當該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する場合を含む。）の規定による報告のうち管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで及び第六十四条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第一項	第一項	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第一百三十六条第一項（同法第一百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第一百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（次項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第二項	第二項第一号及び第三号	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第一百三十六条第一項（同法第一百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第一百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（次項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第三項	第三項第一号	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第一百三十六条第一項（同法第一百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第一百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（次項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
同条第一項	前条第一項	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第一百三十六条第一項（同法第一百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第一百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（次項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）

(代位による申請)

**第十二条** 前条第一項第三号に掲げる場合においては、受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記録を申請することができる。

2 受益者又は委託者は前項の規定を是ししなければならない。当該申請において、受託者の名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、當該代位の原因及び当該申請に係る算定割当量が信託財産に係ることを証明する旨の申請をするときは、

(同時申請譜)

### 第十三條 第十一条第一項第

**第十四条** 信託の記録の申消は、次の各号に掲げる場合の又分に心じ、当該各号に定める者の畢竟大至及び怪奇産業大至に対する申請により行う。

一 算定割当量の移転により当該算定割当量が信託財産に属さないこととなる場合 受託者

二  
受託者の変更により信託財産に属する算定割当量が新受託者に移転することとなる場合 前受託者  
三  
算定割当量が同一の場合は、上記の手順を繰り返す。前受託者が複数ある場合は、各受託者  
四  
算定割当量が同一の場合は、上記の手順を繰り返す。前受託者が複数ある場合は、各受託者

## 一 受託者又は前受託者の管理口座

二 当該申請に係る算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号  
(同時申請)

## 第十五条 前条第

**(受託者の変更)**  
第十六条 受託者の変更があつた場合においては、前受託者は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、信託財産に属する算定割当量について新受託者への移転に係る振替の申請（以下こ

2 信託法第五十六条第一項第三号、第四四号若しくは第六六号又は公益信託三関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があつた場合には、新受託者も、算定割当量

振替申請及び受託者変更記録等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記録等申請は、算定期割当量振替申請と同時にしなければならない。

3 前項の場合においては第一項後段の規定を準用する。  
(属托による言記の記録の変更)

**第十七条** 裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があつたとき、又は信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があつたときは、職権で、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣

及び経済産業大臣に嘱託するものとする。

第十八条 事務官の職務に於ける不正行為の取扱い等の事務を執行する者は、受託者の解任したときは、又は信託管理人若しくは監査役が解任したときは、前項の規定によるものとする。

**第十九条** 裁判所書記官は、信託の変更を命ずる裁判があつたときは、職権で、遲滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。

主務官庁は、信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。

**(信託の記録の変更の申請)**  
第二十条 前三条に規定するもののほか、第十一条第二項第三号から第十三号までに掲げる事項について変更があつたときは、受託者は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、

信託の記録の変更を申請しなければならない。

(手致斗の頃等) 雜記 第五章

**第二十一条** 法第六十一条各号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ 当該各号に定める額とする

法第四十六条第三項の管理口座の開設の申請をする者二万九百円

三二 法第四十八条第二項の振替の申請をする者 六千二百円  
法第五十五条の書面の交付を請求する者 五百三十円

2 前項各号で定める手数料は、申請書に収入印紙を貼つて納付しなければならない。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項第一号に掲げる者が国の管理口座に無償で算定期量を移転する場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該振替の申請に係る法第六  
（モトトナシコトニシテ）による。

（第一条の子等）を公認することができる  
財務局長等への権限の委任

**第二十二条** 法第六十一条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。ただし、金融守長官が自らその権限を行うことを妨げない。

法第二十二条第三項	都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都	財務局長（当該区域が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）
法第二十六条第一項、第二十七条第五条第一号、第三号から第五号まで又は第十号から第十六号までに掲げる者の主たる事務所の所在地	市若しくは同法第二百五十二条の二第二第一項の中核市の区域	

## 第一条項及び第三十二条第一項

この政令は、法の施行の日（平成十一年四月八日）から施行する。

附 則（平成一四年一二月二六日政令第三九六号）

この政令は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成一八年三月二九日政令第八八号）

（施行期日）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

## （経過措置）

この政令による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第五条第七号及び第八号並びに第六条第一項第三号及び第四号の規定の適用については、この政令の施行の日から四年を経過する日までの間においては、これらの規定中「掲げる量」とあるのは、「掲げる量（同表の五の項の下欄のイに掲げる量を除く。）」とする。

附 則（平成一八年一二月二二日政令第三九七号）

この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年三月一日）から施行する。

附 則（平成一九年七月一三日政令第二〇七号）

この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一三日政令第一九五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年三月一八日政令第四〇号）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月三一日政令第八六号）

## （施行期日）

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

## （経過措置）

この政令による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第五条の二第三号及び第四号の規定の適用については、平成二十二年三月三十一日までの間においては、これらの規定中「掲げる量」とあるのは、「掲げる量（同表の五の項の下欄のイに掲げる量を除く。）」とする。

附 則（平成二二年三月三日政令第二〇号）

## （施行期日）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

## （経過措置）

この政令による改正後の別表第八の規定は、平成二十二年度以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の二第三項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用する。

附 則（平成二五年一二月二七日政令第三七〇号）抄

この政令は、エネルギーの使用的の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

## （施行期日）

この政令は、エネルギーの使用的の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

## （附 則）

（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削る改正規定及び同令第一百七十四条の四十九の二十の改正規定、第十四条、第十七条、第十八条（指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令第四条第一項の改正規定を除く。）、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十

七条中総務省組織令第四十七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。  
(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 施行時特例市に対する第三十二条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第二十二条の規定の適用については、同条の表法第二十条の四第三項の項中「若しくは同法」とあるのは、「同法」と、「中核市」とあるのは、「中核市若しくは地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

附 則（平成二七年三月三一日政令第一三五号）

## （施行期日）



		二 木炭	○・○三〇五
		別表第三 (第三条関係)	○・○七四
	一 液化石油ガス (LPG)	キログラム	○・○五四
二 都市ガス	立方メートル	○・○五四	○・○〇〇六一
	別表第四 (第三条関係)		
一 灯油	リットル	○・○三六七	○・○〇〇九五
二 液化石油ガス (LPG)	キログラム	○・○五〇八	○・〇〇四五
三 都市ガス	立方メートル	○・○四四八	○・〇〇〇九〇
	別表第五 (第三条関係)		
一 一般炭	キログラム	○・○一二五七	○・〇〇〇五八
二 木材	キログラム	○・○一四四	○・〇〇〇五八
三 木炭	キログラム	○・○三〇五	○・〇〇〇五八
四 B 重油又はC重油	リットル	○・○四一九	○・〇〇〇〇一七

別表第六 (第三条関係)	
一	灯油
二	軽油
三	A重油
四	B重油又はC重油
五	液化石油ガス(LPG)
六	都市ガス
	立方メートル
	○・○四四八
	○・○〇一七

一  
石炭の生産、原油若しくは天次に掲げる量を合算して得られる量  
然ガスの試掘、性状に関するイ環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘ごとに、算定排出量算定期間において当該石炭の採掘により生産された石炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該石炭の採掘の区分に応じ石炭の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量  
試験若しくは生産、原油の輸送又は地熱発電施設におけるを算定し、当該石炭の採掘ごとに算定した量を合算して得られる量  
蒸気の生産  
口算定排出量期間において試掘された原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの試掘に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環  
境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

石炭の生産、原油若しくは天燃ガスの試掘、性状に関する試験若しくは生産、原油の輸送又は地熱発電施設における蒸気の生産を算定し、当該石炭の採掘ごとに算定排出量算定期間において試験省令・經濟産業省令で定める係数ハ 算定期間においてそ

る量

生産された天然ガスの量（温度が二十五度で圧力が一バールの状態（以下「標準環境状態」という。）に換算した立方メートルで

この式の一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乖離率と定めます。

金をもつて原由ひよに来た。アヘン三厘の半金を半金をもつて原由ひよに来た。アヘン三厘の半金を半金をもつて原由ひよに来た。

当該生産に係る切手の一つ当たりの点数に付し算出される。一シート表したところ、  
各業者別に算出される。

る原油ごとに、算定期間において輸送された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に

その輸送に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定して

して得られる量は、各名詞によって異なつてゐる。

蒸煮器等によつて生産される茶葉の量（一トンで表した量をレシ）には、当該製茶の一トン当たりの生産に伴い抽出される。一トンで表した量をレシ

卷之三

に、当該セメントクリンカーの一トン当たりの製造に伴い排出され  
た環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

若しくはソーダ石灰ガラスの  
製造又は炭酸塩の使用

（1）環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間において生石灰の原料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトントンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量（三の項の下欄のハに掲げる量のうち生石灰の製造に伴い排出された量に相当する量（トンで表した量をいう。）を除く。）
ハ 次に掲げる量を合算して得られる量
（1）環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトントンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量
（2）環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩（炭酸塩を含有する鉱物に含まれるもの）を除く。以下（2）及び二（2）において同じ。）ごとに、算定排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として使用された当該炭酸塩の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出されるトントンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量
二 次に掲げる量を合算して得られる量
（1）炭酸塩を含有する鉱物で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において使用された当該鉱物（セメントクリンカー、生石灰、ソーダ石灰ガラス及び鉄鋼の製造に使用されたもの並びに耕地において肥料として使用されたものを除く。）の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトントンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量
（2）環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩ごとに、算定排出量算定期間ににおいて使用された当該炭酸塩（ソーダ石灰ガラスの製造に使用されたもの及び耕地において肥料として使用されたものを除く。）の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出されるトントンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量
次に掲げる量を合算して得られる量
イ 環境省令・経済産業省令で定める原料ごとに、算定排出量算定期間においてアノモニアの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトントンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量
ロ 環境省令・経済産業省令で定める原料ごとに、算定排出量算定期間において炭化けい素の原料として使用された石油コーケスの量（トンで表した量をいう。）に、当該石油コーケスの一トン当たりの使用に伴い排出されるトントンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
ハ 算定排出量算定期間において製造された炭化カルシウムの量（トンで表した量をいう。）に、当該炭化カルシウムの一トン当たりの製造に伴い排出されるトントンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
ホ 算定排出量算定期間においてソーダ灰の製造に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）
ニ 環境省令・経済産業省令で定める二酸化チタンの製造方法ごとに、算定排出量算定期間において当該製造方法により製造された二酸化チタンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製造方法の区分に応じ二酸化チタンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトントンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製造方法ごとに算定した量を合算して得られる量
ト 算定排出量算定期間においてソーダ灰の製造に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）
ヘ 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の量（当該製品の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の一当該単位当たりの製造に伴い排出されるトントンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量
（1）エチレン （2）クロロエチレン （3）アクリロニトリル （4）アクリロニトリル （5）カーボンブレック （6）無水フタル酸 （7）無水マレイン酸 （8）水素（アノモニアの製造の過程において製造されたものを除く。）
ト 算定排出量算定期間において燃焼の用に供されたカーバイド法アセチレンの量（トンで表した量をいう。）に、当該カーバイド法アセチレンの一トン当たりの使 用に伴い排出されるトントンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

四 炭素電極の電気炉における使用 用、鉄鋼の製造における鉱物の使用又は鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間における電気炉（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。）において使用された炭素電極の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭素電極の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ハ 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間における鉄鋼の製造において使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量
五 潤滑油等の使用又は溶剤の 焼却	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において使用された当該製品の量（当該製品の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量 （1）潤滑油 （2）グリース （3）パラフィンろう
六 ドライアイスの製造若しくは 使用又は炭酸ガスのボンベ の封入若しくは使用	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間においてドライアイスの製造のために使用された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）から、ドライアイスとして出荷された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量 ロ 算定排出量算定期間においてドライアイスとして使用された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）から、当該ボンベに封入された炭酸ガスの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量 ハ 算定排出量算定期間においてボンベへの封入のために使用された炭酸ガスの量（トンで表した量をいう。）から、当該ボンベに封入された炭酸ガスの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量 ニ 算定排出量算定期間において炭酸ガスの使用（ドライアイスの製造のための使用及びボンベへの封入のための使用を除く。）に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量
七 耕地における肥料の使用	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ 環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩（炭酸塩を含有する鉱物に含まれるもの）を除く。以下ロにおいて同じ。）ごとに、算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該炭酸塩の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量 ハ 算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された尿素の量（トンで表した量をいう。）に、当該尿素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該尿素の区分に応じ当該尿素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該尿素ごとに算定した量を合算して得られる量
八 廃棄物の焼却	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間における焼却された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第八（第五条 第七条関係）

		二 石炭の生産、木炭の製造、原油若しくは天然ガスの試掘、性状に関する試験若しくは生産	口 算定排出量算定期間において製造されたコークスの量（トンで表した量をいう。）に、当該コークスの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘ごとに、算定排出量算定期間において当該石炭の採掘により生産された石炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該石炭の採掘の区分に応じ石炭の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。）において使用された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
		三 エチレン等の製造	ロ 算定排出量算定期間において製造された木炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該木炭の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ハ 算定排出量算定期間における電気炉（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。）において使用された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
二 エチレン等の製造	二 エチレン等の製造	（1） 算定排出量算定期間において生産された原油（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下（1）において同じ。）の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の一キロリットル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 （2） 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量（標準環境状態に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 （3） 算定排出量算定期間において点検された原油又は天然ガスの生産に係る坑井の井数に、当該生産に係る坑井の一井当たりの点検に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ヘ 次に掲げる量を合算して得られる量	（1） 算定排出量算定期間において輸送された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量 （2） 環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、算定排出量算定期間において精製された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量 ト 算定排出量算定期間において輸送された天然ガスの量（標準環境状態に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 チ 次に掲げる量を合算して得られる量
二 エチレン等の製造	二 エチレン等の製造	（1） 環境省令・経済産業省令で定める原料ごとに、算定排出量算定期間において輸送された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量 （2） 算定排出量算定期間において供給された都市ガスの量（標準環境状態に換算した千立方メートルで表した量をいう。）に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの供給に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 リ 算定排出量算定期間において供給された都市ガスの量（標準環境状態に換算した千立方メートルで表した量をいう。）に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの供給に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ン の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量	次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量
二 エチレン等の製造	二 エチレン等の製造	イ エチレン ロ 酸化エチレン ニ ハ カーボンプラック スチレン	







四 冷凍空気調和機器、プラスチック若しくは噴霧器の製造等又は溶剤等としてのハイドロフルオロカーボンの使用

乗じて得られる量から、当該トリフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーカーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

次に掲げる量を合算して得られる量

（1）次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において当該製品の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの「トン当たりの使用に伴い排出される量」を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

（i）家庭用エアコンディショナー

（ii）業務用冷凍空気調和機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機（以下単に「自動販売機」という。）を除く。以下同じ。）

（2）次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の台数に、当該製品の区分に応じ当該製品の「一台当たりの製造に伴い排出される量」を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

（i）自動販売機

（ii）自動車用エアコンディショナー

（iii）業務用冷凍空気調和機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機（以下単に「自動販売機」という。）を除く。以下同じ。）

（2）次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

（1）算定排出量算定期間ににおいて業務用冷凍空気調和機器の使用の開始に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの「トン当たりの使用に伴い排出される量」で表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

（2）算定排出量算定期間ににおいて業務用冷凍空気調和機器の整備に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの「トン当たりの使用に伴い排出される量」で表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

（1）算定排出量算定期間ににおいて整備が行われた業務用冷凍空気調和機器に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

（2）算定排出量算定期間ににおいて整備が行われた自動販売機の台数に、当該自動販売機の「一台当たりの整備に伴い排出される量」を控除して得られる量

（1）算定排出量算定期間ににおいて廃棄された当該製品に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

（2）算定排出量算定期間ににおいて環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

（1）家庭用電気冷蔵庫

（2）家庭用エアコンディショナー

（3）業務用冷凍空気調和機器

（4）自動販売機

（5）自動車用エアコンディショナー

（1）算定排出量算定期間ににおいてポリエチレンフォームの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの量と、当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該プラスチックごとに算定した量を合算して得られる量

（2）ポリエチレンフォーム以外のプラスチックで環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間ににおいて当該プラスチックの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該プラスチックの区分に応じ当該プラスチックの「トン当たりの製造に伴い排出される量」で表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該プラスチックごとに算定した量を合算して得られる量

（1）算定排出量算定期間ににおいて噴霧器の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの量と、当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該プラスチックごとに算定した量を合算して得られる量

（2）算定排出量算定期間ににおいて噴霧器の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの量と、当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該プラスチックごとに算定した量を合算して得られる量



**備考** この表において「パーカーフルオロカーボン」とは、第二条各号に掲げるパーカーフルオロカーボンをいう。

**別表第十二（第五条—第七条関係）**

一 六 ふ つ 化 硫 黄 の 製 造	算定排出量算定期間において製造された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
二 マ グ ネ シ ウ ム 合 金 の 鑄 造	算定排出量算定期間においてマグネシウム合金の铸造に伴い使用された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）
三 半 導 体 素 子 等 の 製 造	算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該六ふつ化硫黄のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量
四 電 気 機 械 器 具 の 製 造 等 又 は 粒 子 加 速 イ 器 の 使 用	算定排出量算定期間において電気機械器具の製造及び使用の開始に伴い使用された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該六ふつ化硫黄の一トン当たりの封入に伴い排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
	算定排出量算定期間において使用に供されていた電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該電気機械器具に封入されている一トン当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数に当該電気機械器具の使用期間の一年間にに対する比率を乗じて得られる量
	算定排出量算定期間において点検された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量
	算定排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量
	本環境省令・経済産業省令で定める粒子加速器ごとに、算定排出量算定期間において使用に供されていた粒子加速器に封入されていた六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該粒子加速器の区分に応じ当該粒子加速器に封入されている一トン当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数に当該粒子加速器の使用期間の一年間にに対する比率を乗じて得た数を算定し、当該粒子加速器ごとに算定した量を合算して得られる量

**別表第十三（第五条—第七条関係）**

一 三 ふ つ 化 窒 素 の 製 造	算定期間において製造された三ふつ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該三ふつ化窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
二 半 導 体 素 子 算 定 排 出 量 算 定 期 間 に お い て 半 導 体 素 子 、 半 導 体 集 積 回 路 若 し く は 液 晶 デ バ イ ス の 加 工 の 工 程 に お い て ド ラ イ エ ッ チ ン グ 又 は こ れ ら の 製 造 装 置 の 洗 浄 に 使 用 さ れ た 三 ふ つ 化 窒 素 の 量 ( ト ン で 表 し た 量 を い う 	